倍首相が"女性の活躍"を目標に掲げて以降、「ライフワークバランス」や「ダイバーシティー」という言葉が広まり、日本社会が女性の社会進出を推進するようになりました。新聞やニュースでも、企業における女性役員の増加や保育園の増設、待機児童対策など、女性の社会進出や仕事と家事育児との両立などのトピックが頻繁に取り上げられています。企業は様々な"女性の活躍"のための対策を取り入れていますが、弁護士業界はどうでしょうか。

私が所属する東京弁護士会では、男女平等参画推進本部を設けており、私は昨年までその委員を担当させていただいておりました。そこでは、弁護士会が問題視している女性弁護士特有の事案として、就職差別、産休育休中の会費の免除、弁護士会の役員の女性比率、仕事と家事育児との両立などへの対策が議論されています。若手の女性弁護士を中心に実際の悩みや問題について意見を述べ合うのですが、企業と比べて、それらの諸問題についての対策はかなり遅れており、弁護士業界がまだまだ"男社会"であることは共通の認識であるようです。

現在、女性の司法試験合格者のうち一定数はインハウスロイヤーとして企業に就職しており、また最初に法律事務所を就職先に選んだ女性弁護士の多くが途中で企業に転職したり、公務員(任期付き公務員を含む)に転じたりしています。企業や官公庁なども、弁護士としてとてもやりがいのある、よい活躍の場だと思います。そして、女性弁護士たちの多くは、仕事内容に惹かれて企業や官公庁などに転じているとは思いますが、仕事内容のほかに、これらの職場では産休や育休、時短勤務といった子育てのための制度が整備されているなど、仕事と家事

育児の両立に理解があることも大きな理由となっていると 思います。

一方で、多くの法律事務所では、女性弁護士の仕事と家事育児との両立の前例が少なく、出産後に仕事を大幅に減らされたり、辞めざるを得なかったりするところもあると聞きます。また、特に人員の少ない法律事務所では、女性弁護士を採用して育てても、いつ出産育児で仕事から抜けたり、休みがちになるかわからないため戦力になりづらいとして、女性弁護士の採用に消極的になるところも少なからずあると聞きます。長く活躍されている女性弁護士の方々の話を聞くと、このような問題は以前よりは改善されてきたようですが、それでも、性別だけで活躍の場が制限されてしまうことはとても残念なことだと思います。

私は、弁護士登録をして以降6年間、小沢秋山法律 事務所にて執務させていただきました。そこで、小沢征行 先生をはじめ、ご指導いただいた先生方には、弁護士と して必要な法的思考力や文書作成力のほか、依頼者 のための最善の解決は何かを考え努力する姿勢など、 様々なことを教えていただきました。この場をお借りして、 改めて感謝を申し上げたいと思います。

現在は、弁護士法人淡路町ドリームにて執務させていただいております。当事務所の代表弁護士の松江仁美先生は、一男一女の母でもあり、育児と家事を立派にこなしながら、弁護士として、経営者として、ご活躍されています。そして、子育でをしている女性弁護士をはじめ、女性をできるだけ多く採用し、産休や育休といった制度も取り入れるなど、"女性の活躍"を推し進めながら社会に貢献することを一つの理念としています。このような女性の働き方に理解のある法律事務所が増え、より女性にとって働きやすい業界になればと願っております。

女性弁護士の働き方

